

平成 2 3 年玉村町議会第 3 回定例会会議録第 3 号

平成 2 3 年 9 月 1 6 日 (金曜日)

議事日程 第 3 号

平成 2 3 年 9 月 1 6 日 (金曜日) 午後 2 時開議

- 日程第 1 認定第 1 号 平成 2 2 年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2 号 平成 2 2 年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3 号 平成 2 2 年度玉村町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4 号 平成 2 2 年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5 号 平成 2 2 年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 6 号 平成 2 2 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 7 号 平成 2 2 年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 8 号 平成 2 2 年度玉村町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 開会中における所管事務調査報告
- 日程第 3 閉会中における所管事務調査の申し出
- 日程第 4 議員派遣の申し出
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 認定第 1 号 平成 2 2 年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2 号 平成 2 2 年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3 号 平成 2 2 年度玉村町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4 号 平成 2 2 年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5 号 平成 2 2 年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 6 号 平成 2 2 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 7 号 平成 2 2 年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 8 号 平成 2 2 年度玉村町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 開会中における所管事務調査報告
- 日程第 3 閉会中における所管事務調査の申し出
- 日程第 4 議員派遣の申し出
- 追加日程第 1 議案第 4 3 号 工事請負契約の締結について (循環型社会形成推進交付金事業玉村町

クリーンセンター基幹的設備改良による長寿命化工事)

出席議員（16人）

| | | | |
|-----|-----------|-----|----------|
| 1番 | 笠原 則孝 君 | 2番 | 石内 國雄 君 |
| 3番 | 原 幹雄 君 | 4番 | 柳沢 浩一 君 |
| 5番 | 齊藤 嘉和 君 | 6番 | 筑井 あけみ 君 |
| 7番 | 備前島 久仁子 君 | 8番 | 島田 榮一 君 |
| 9番 | 町田 宗宏 君 | 10番 | 川端 宏和 君 |
| 11番 | 村田 安男 君 | 12番 | 高橋 茂樹 君 |
| 13番 | 浅見 武志 君 | 14番 | 石川 眞男 君 |
| 15番 | 三友 美恵子 君 | 16番 | 宇津木 治宣 君 |

欠席議員 なし

説明のため出席した者

| | | | |
|---------|---------|------------|---------|
| 町 長 | 貫井 孝道 君 | 副 町 長 | 横堀 憲司 君 |
| 教 育 長 | 新井 道憲 君 | 総務課長 | 重田 正典 君 |
| 経営企画課長 | 金田 邦夫 君 | 税務課長 | 月田 昌秀 君 |
| 健康福祉課長 | 小林 訓 君 | 子ども育成課長 | 筑井 俊光 君 |
| 住 民 課 長 | 井野 成美 君 | 生活環境安全課長 | 高橋 雅之 君 |
| 経済産業課長 | 高井 弘仁 君 | 都市建設課長 | 新井 淳一 君 |
| 上下水道課長 | 原 幸弘 君 | 会計管理者兼会計課長 | 松浦 好一 君 |
| 生涯学習課長 | 川端 秀信 君 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 佐藤 千尋 | 局長補佐 | 石関 清貴 |
| 主 査 | 関根 聡子 | | |

○開 議

午後 2 時開議

議長（宇津木治宣君） ただいまの出席議員は 16 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○日程の追加について

議長（宇津木治宣君） 本日は追加日程として、あらかじめお手元に配付しました議案が提出されました。本日午前 9 時半から議会運営委員会が開かれ、追加日程の取り扱いについて審査が行われ、本日の議事日程に追加することに決定しました。

お諮りいたします。

追加議案について、本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

- 日程第 1 認定第 1 号 平成 22 年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2 号 平成 22 年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3 号 平成 22 年度玉村町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4 号 平成 22 年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5 号 平成 22 年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 6 号 平成 22 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 7 号 平成 22 年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 8 号 平成 22 年度玉村町水道事業会計歳入歳出決算認定について

議長（宇津木治宣君） 日程第 1、決算特別委員会に付託しました認定第 1 号 平成 22 年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第 8 号 平成 22 年度玉村町水道事業会計歳入歳出決算認定についての審査報告を一括議題といたします。

決算特別委員長より審査報告を求めます。

川端宏和決算特別委員長。

〔決算特別委員長 川端宏和君登壇〕

決算特別委員長（川端宏和君） 決算特別委員長の川端宏和でございます。決算特別委員会に付託されました平成22年度玉村町一般会計歳入歳出決算ほか7会計の委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月13日、14日の2日間、監査委員を除く議員15名全員を委員として審査いたしました。審査に当たっては、多くの委員から活発な質疑が出され、実りある審査が行われましたことに感謝申し上げます。

当特別委員会の審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおり、認定第1号から認定第8号までの8会計すべて認定とするものであります。審査経過は議員各位のご承知のことと思います。よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（宇津木治宣君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより決算特別委員長に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

以上で決算特別委員長に対する質疑を終了いたします。

これより討論、表決に移ります。各会計別に行います。

最初に、認定第1号 平成22年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する委員長の審査報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号 平成22年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する

討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する委員長の審査報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第3号 平成22年度玉村町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する委員長の審査報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 平成22年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する委員長の審査報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 平成22年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する委員長の審査報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第6号 平成22年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する委員長の審査報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号 平成22年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する委員長の審査報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号 平成22年度玉村町水道事業会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する委員長の審査報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

○日程第2 開会中における所管事務調査報告

議長（宇津木治宣君） 日程第2、各常任委員長から、開会中における所管事務調査報告が玉村町議会会議規則第77条の規定により議長に提出されました。

報告書は、お手元に配付したとおりであります。

○日程第3 閉会中における所管事務調査の申し出

議長（宇津木治宣君） 日程第3、閉会中における所管事務調査の申し出を議題といたします。

各委員長から、玉村町議会会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中における所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中における所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中における所管事務調査に付することに決定いたしました。

○日程第4 議員派遣の申し出

議長（宇津木治宣君） 日程第4、議員派遣の申し出を議題といたします。

玉村町議会会議規則第122条の規定による議員の派遣については、お手元にお配りした議員派遣の申出書のとおりであります。

お諮りいたします。

議員派遣申出書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認め、議員派遣申出書のとおり議員を派遣することに決しました。

○追加日程第1 議案第43号 工事請負契約の締結について（循環型社会形成推進交付金事業玉村町クリーンセンター基幹的設備改良による長寿命化工事）

議長（宇津木治宣君） 追加日程第1、議案第43号 工事請負契約の締結について（循環型社会形成推進交付金事業玉村町クリーンセンター基幹的設備改良による長寿命化工事）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

貫井町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 議案第43号 工事請負契約の締結について説明申し上げます。

本案につきましては、玉村町クリーンセンター基幹的設備改良による長寿命化工事を行うため、9月5日に見積もり徴取を行った結果、消費税込み13億5,975万円で東京都中央区東日本橋1丁目1番7号、株式会社タクマ東京支社、常務執行役員支社長、沼田謙悟氏が落札をしましたので、随意契約により工事請負契約を締結するものでございます。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本工事は、平成23年度、24年度の2カ年をかけて、ごみの受け入れ設備、燃焼設備、余熱利用設備、通風設備などのクリーンセンターの基幹設備の改良更新を行い、クリーンセンターの15年程度の延命化と温室効果ガスの20%以上削減を図るものでございます。なお、財源としては、国の循環型社会形成推進交付金事業を活用して行うものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（宇津木治宣君） これより本案に対する質疑を求めます。

14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） 過度な競争というものは、私はどうも度の過ぎた競争というものに慎重なのですけれども、しかし全く競争がない中で随意契約13億5,900万円という金額が決められたということが、本当に正当な金額なのかというのはどこで検証していけばというところに大いに疑問があるのですけれども、この正当とされる積算根拠みたいなもの、それを説明していただきたいと思ひます。

議長（宇津木治宣君） 高橋生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 高橋雅之君発言〕

生活環境安全課長（高橋雅之君） この設計額が妥当であったかどうかというお話だと思ひます。これにつきましては、以前全員協議会の中でもお話をさせていただいたと思ひますが、今回この延命化工事を行うのについて、町では最初の委託ということで延命化の計画をつくるために委託をさせていただいています。その中では、今回は日環センターのほうに委託をさせていただいて、こちらの日環センターのほうで標準的な工事費等ももろもろ検討しております。そういう中で、この工事に合った金額を見積もりを出させていただいたのが設計額というふうにさせていただいています。そういう中で今回の設計額というのは、妥当であるというふうに私どもは解釈しております。

議長（宇津木治宣君） 石川議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） この日環センターの見積もりを基準として妥当であるということでしょうけれども、ではこの日環センターはどういった形で選んだのかということをお尋ねします。

議長（宇津木治宣君） 高橋課長。

〔生活環境安全課長 高橋雅之君発言〕

生活環境安全課長（高橋雅之君） 日環センターにつきましては、いろんなところのこういうごみの焼却場、クリーンセンター等の監理設計等を行っています。そういう中で標準価格等を持っておりますので、そういうものをもとにして今回玉村町のこのクリーンセンターを長寿命化の中でいろいろ検査等、調査等を行った結果、それによって今回の設計額を出させていただいています。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○字句等整理委任について

議長（宇津木治宣君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

○町長あいさつ

議長（宇津木治宣君） 閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許します。
貫井町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 平成23年玉村町議会第3回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

台風12号による豪雨は、近畿地方を中心に、全国で死者、行方不明者合わせて100人を超える大きな被害をもたらしました。これは死者、行方不明者98人を出した2004年の台風23号の被害を上回り、平成に起きた台風被害としては最大級の被害となったわけでございます。当町におきましても、8月31日深夜から台風12号の影響による豪雨で、町内の至る場所で道路冠水や浸水被害が発生いたしました。上新田地区におきましては、被害が大きく、床上浸水等の被害に見舞われましたが、幸い人的被害はありませんでした。しかしながら、いつ人的被害を伴う大きな災害が発生するかわかりません。去る9月11日、今年で5回目となります防災訓練を今年度は中央小学校で実施したところでございますが、今後とも災害時に備え、迅速に対応できるよう努めてまいりたいと思います。

さて、本定例会は9月6日に開会され、本日までの11日間、追加案件を含む24案件につきまして慎重にご審議をいただき、ご議決、ご承認を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、平成22年度の決算認定につきましては、それぞれの会計において大変貴重なご意見、ご提言をいただきました。今後の執行に当たり、十分心して努めてまいりたいと考えております。

さらに、一般質問において議員の皆様方よりご指摘、ご提言をいただきましたことにつきましても、十分その意を酌み、今後の行政執行に反映させてまいりたいと考えておりますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。

終わりに、これから町民体育祭や産業祭など、何かと行事の多い季節となるわけでございますが、議員の皆様方にはどうか健康に十分留意され、ますますご活躍いただきますことをご祈念申し上げ、閉会に当たりましてのごあいさつといたします。

大変ありがとうございました。

○議長あいさつ

議長（宇津木治宣君） 平成23年玉村町議会第3回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

9月6日に開会し、本日までの11日間にわたり、決算特別委員会において大変活発な審議がされ、また税条例の一部改正や補正予算にかかわる重要な議案も慎重審議されました。まことに意義深い議会でありました。改めて感謝を申し上げます。

議員各位におかれましては、今後もますます健康に留意されて、玉村町発展のために尽力くださいますようお願い申し上げます。

結びに当たり、現在もなお震災に苦しんでいる被災者の方たちのことを思うと、沈痛のきわみであります。このたびの自然災害の怖さを教訓に、より安全安心なまちづくりの実現と、夢と希望のまちづくりのために、活発な議会運営を強く願うものであります。

副町長をはじめ、町幹部職員には町長を補佐し、住民福祉のために今後ともその重責を全うされますようお願い申し上げ、甚だ簡単ではありますが、私のお礼のあいさつといたします。

○閉 会

議長（宇津木治宣君） 以上で平成23年玉村町議会第3回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時20分閉会